

鳥取市における開発許可制度上の系統用蓄電池の取扱いについて

【参考】系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）

令和7年4月8日付け国都計第7号
系統用蓄電池のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当し得ると考えられる。第一種特定工作物としての系統用蓄電池を市街化調整区域に設置する場合について、同法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号の運用にあたっては、必要に応じて審査基準の策定を行うこと等により、地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましい。

系統用蓄電池

※1

電気事業

§電気事業法第2条第1項第16号（抜粋）
小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業及び特定卸供給事業をいう。

電気工作物

§電気事業法第2条第1項第18号（抜粋）
発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の法令で定めるものを除く。）をいう。

電気事業法第2条第1項第16号の電気事業のうち該当する事業※1

- ・小売電気事業
- ・特定卸供給事業
- ・いずれにも該当しない事業

※3

蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）

平成25年3月29日付け国住指第4846号
土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。ただし、複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする。

- ・一般送電事業
- ・送電事業
- ・配電事業
- ・特定送配電事業
- ・発電事業

鳥取県東部広域行政管理組合
消防局

※判断できない場合

危険物を含有しているか（別表1）

YES

NO

建築基準法上の取り扱い※3

第一種特定工作物※2

建築物

工作物（特定工作物・建築物に該当しないもの）

設置する区域

市街化調整区域

都市計画区域外

非線引き都市計画区域

市街化区域

都市計画法第29条第1項第2号

都市計画法第29条第2項

都市計画法第29条第1項第1号

開発規模
10,000㎡未満

開発規模
10,000㎡以上

開発規模
3,000㎡未満

開発規模
3,000㎡以上

開発規模
1,000㎡以上

開発規模
1,000㎡未満

設置不可

※許可基準がないため

許可必要

許可不要

別表1（消防法第二条第七項関係）

類別	性質	品名
第一類	酸性固体	・塩素酸塩類 ・過塩素酸塩類 ・無機過酸化物 ・亜塩素酸塩類 ・臭素酸塩類 ・硝酸塩類 ・よう素酸塩類 ・過マンガン酸塩類 ・重クロム酸塩類 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	・硫化りん ・赤りん ・硫黄 ・鉄粉 ・金属粉 ・マグネシウム ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの ・引火性固体
第三類	自然発火性物質及び 禁水性物質	・カリウム ・ナトリウム ・アルキルアルミニウム ・アルキルリチウム ・黄りん ・アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 ・有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） ・金属の水素化物 ・金属のりん化合物 ・カルシウム又はアルミニウムの炭化物 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	・特殊引火物 ・第一石油類 ・アルコール類 ・第二石油類 ・第三石油類 ・第四石油類 ・動植物油類
第五類	自己反応性物質	・有機過酸化物 ・硝酸エステル類 ・ニトロ化合物 ・ニトロソ化合物 ・アゾ化合物 ・ジアゾ化合物 ・ヒドラジンの誘導体 ・ヒドロキシルアミン ・ヒドロキシルアミン塩類 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸性液体	・過塩素酸 ・過酸化水素 ・硝酸 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの